

社会福祉法人 福志会松任 役員等の報酬及び費用の弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福志会松任の定款第8条及び第21条に基づき、役員、評議員（以下「役員等」という。）及び理事長が委嘱した職員以外の委員、嘱託（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額の算定方法)

第2条 理事（理事長を含む）が常勤の場合は次に定める範囲で、理事会において決定する。ただし、職員として勤務する場合役員の報酬は支給しない。

区分	支給基準	個人別上限額
理事長または 理事	役員報酬（月額制） (賞与支給も可とする)	年額 1,000 万円

2 非常勤の役員等の報酬は次のとおりとする。

区分	支給額及び基準	個人別上限額
理事長	日額 15,000 円	年額 180 万円
理事	日額 15,000 円	年額 100 万円
監事	日額 10,000 円	年額 50 万円
評議員	日額 8,000 円	年額 10 万円

3 理事長が非常勤であるときは報酬として、理事会の決定を経て、勤務実態に即して月額 150,000 円を限度として、月額で支給することができる。

4 報酬の総額については、次のとおりとする。

区分	年度限度支給額
理事（職員である理事を除く）	2,000 万円
監事	100 万円
評議員	定款第8条のとおり

(費用弁償)

第3条 役員等及び委員等が公務のため、出張をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、社会福祉法人福志会松任旅費規程に定める規定を準用する。

- 3 前項の費用弁償の額の区分は、施設長の職務にある者に支給される額と同一とする。
- 4 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(委員等の日当)

第4条 理事長が委嘱した委員等の日当は、1日あたり10,000円以内で理事長が決める。ただし、常勤の役職員にはこれを支給しない。

(支給方法)

第5条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法は、常勤の理事には職員の給料及び旅費の支給の例によることとし、非常勤の役職員等にはその都度支給するものとする。

- 附 則 この規程は、平成15年8月5日から施行する。
附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成23年8月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。